

漁業調整等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十三年二月九日

青山正一

参議院議長 松野鶴平殿

漁業調整等に関する質問主意書

現行漁業法において規定せられている漁業調整委員会の制度は、漁業に関する調整問題に極めて重要視すべき機関であるにもかかわらず、その制度そのものにも不備があるばかりでなく、これが運営に関して深い関心が払われていないことは甚だ遺憾である。次の諸点に対する政府の見解を明示せられんことを望む。

一、漁業調整費等国庫の負担補助金の単価引上げ、増額の措置を講じて、該委員会の機能を十分に發揮せしめられたい。

二、漁業調整委員会書記の任免権の確立と身分保障に關し適當の措置を講ずるのでなければ、該委員会の運営は甚だ困難である。

三、漁業調整委員会の指示権は、これに伴う罰則がなくては実効を期し難いのであるが、その期間が短い場合は有名無実に終るのであるから關係法規を改正強化せられたい。